

国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

事務・事業名	<ul style="list-style-type: none"> <li>手話通訳技能認定試験実施に係る企画、運営及び管理等</li> <li>手話通訳技能認定試験の合格者登録</li> </ul>	担当部局・担当課室	障害保健福祉部企画課自立支援振興室
		評価実施時期	令和4年3月
根拠法令等	手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年厚生労働省令第96号）第2条	類型	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験（資格付与）</li> <li>登録</li> </ul>
		指定等の形態	認定
事務・事業の概要	<p>○ 事務・事業の創設趣旨</p> <p>手話通訳に関して、個人の有する専門的な知識・技能を一般社団法人若しくは一般財団法人又は社会福祉法人（以下「社会福祉法人等」という。）が審査し証明する事業のうち、奨励すべきものを厚生大臣（※創設当時）が認定することにより、聴覚障害者に関わるコミュニケーションを確立するために必要とされる手話通訳に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>手話通訳を行う者に目標を示し、その知識・技能の向上を図る</li> <li>手話通訳を行う者の社会的信頼を高める</li> <li>手話通訳サービスの質の向上・利用促進を図る</li> </ul> <p>ことよって、聴覚障害者の社会参加の促進と手話の発展を図り、福祉の増進に寄与することを期待するもの。</p> <p>○ 事務・事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>手話通訳を行う者の手話通訳に関する知識及び技能を審査・証明するために、試験の実施回数、時期及び場所、試験問題及び合格者の判定に関する事項、合格者の登録の有効期限その他の合格者の証明に関する事項等を作成する。</li> <li>手話通訳技能試験の合格者の申請に基づいて、手話通訳士としての登録を行う。</li> </ul>		
事務・事業の目的	手話通訳技能の向上を図るとともに手話通訳を行う者に対する社会的信頼を高め、聴覚障害者の社会参加を促進し、併せて手話の発展を図るとともに、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の2に規定する手話通訳事業の適切な実施を確保し、聴覚障害者の自立と社会参加を促進すること。		
関連する政策目標等	—		
法人の指定等の状況	別紙のとおり。		
指定・登録等の基準に対するよくある問合せと回答	特になし。		

料金等・積算根拠	別紙のとおり。
事務・事業の実績等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実績（令和3年度） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定法人（社会福祉法人聴力障害者情報文化センター）において、令和3年5月30日、9月26日に5会場（宮城県、埼玉県、東京都、大阪府、熊本県）で手話通訳技能認定試験を実施（受験者数：1,071名）</li> <li>・ 合格者登録数：100名</li> </ul> </li> <li>○ 事業収入（令和3年度） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受験料収入：26,115千円</li> <li>・ 登録料収入：1,109千円（登録手数料収入：89千円）</li> </ul> </li> </ul>
国からの補助金等	—
事務・事業の見直し状況（これまでの検証）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定・登録等の基準、指定・登録等を受けた法人に係る事項等をインターネットで公開。</li> <li>・ 手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令を制定し、従来、告示により定めていた事務・事業及び指定基準の基本的な事項を同令に定めるとともに、当該基準に係る詳細な事項についても同令で定めた。また、同令において、厚生労働大臣が必要があると認めるときは、法人に対して報告の徴収や改善勧告を行うこととするなど、指導監督を厳格に行う規定を創設した。（平成21年4月）</li> </ul>
事務・事業の必要性・有効性等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事務・事業の必要性 手話通訳を行う者の知識・技能の向上を図るとともに手話通訳を行う者に対する社会的信頼を高めるために、手話通訳技能認定試験を実施し、合格者の申請に基づき指定等法人に登録された者に手話通訳士の称号を付与する当該事業は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）において、手話が言語と位置付けられたこと</li> <li>・ 政見放送や裁判員裁判制度など聴覚障害者に対する情報保障として、確かな技能に基づく手話通訳の必要性があること</li> </ul> などから必要である。 </li> <li>○ 事務・事業の妥当性 手話通訳技能認定試験の実施について、試験科目及びその範囲の設定、試験問題の作成並びに手話通訳技能の程度の評価に係る事業その他技術的事項に関する業務を行う場合は、認定試験に関し高い見識を有する者であって、当該技能について専門的な技術又は学識経験を有する者をもって構成する試験委員会が行っていることから妥当である。 </li> <li>○ 事務・事業の有効性 政見放送における手話通訳については手話通訳士が行うこととされ、手話通訳を行う者の知識・技能の向上を図るとともに手話通訳を行う者に対する社会的信頼を高めることに貢献している。 また、令和4年3月末現在3,930名が手話通訳士として聴力障害者情報文化センターに登録されている。 </li> </ul>
事務・事業の執行体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定等を行う妥当性 仮に手話通訳技能認定試験に関する業務を国で実施するとなれば、手話通訳に精通する職員の確保や養成が必要となることが想定され、経費等の面で実行困難 </li> </ul>

<p>の妥当性等</p>	<p>と考える。そのため、指定等制度を採用しているところである。</p> <p>○ 事務・事業実施主体の適格性</p> <p>● 指定等の基準の妥当性</p> <p>審査・証明事業の認定の基準は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉法人等であって、「聴覚障害者等の福祉の増進に積極的に寄与し、かつ、審査・証明事業を実施する者としてふさわしいものであること」、「その役員構成が審査・証明事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること」、「審査・証明事業が不公正に実施されるおそれがないものであること」等を満たすものであること</li> <li>・ 十分な社会的信用を得られる見込みを有するものであること</li> <li>・ 審査等が試験及び登録により行われるものであること</li> <li>・ 試験が全国的規模で毎年1回以上行われるものであること</li> <li>・ 審査等の対象となる手話通訳技能の水準についての審査の基準、試験の実施の回数、時期及び場所並びに試験問題の水準及び合格者の判定方法その他試験の実施方法が適切なものであること</li> </ul> <p>等を満たす必要があり、厳格に認定法人が選定されている。</p> <p>なお、社会福祉法人等に限定しているのは、技能認定試験の公正性、非営利性を求めるためである。また、登録制では手話通訳を行う者の技能の質を担保できない。</p> <p>● 実施主体としての指定等法人の適格性</p> <p>上述のとおり、指定等法人が選定されているとともに、当該指定等法人は、32年間にわたり認定事業を実施してきた実績があることから、ノウハウを備えている。</p>
<p>政策効果の把握の手法及びその結果</p>	<p>指定法人に対する聞き取り調査</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p>	<p>特になし</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年度事業実績報告書（社会福祉法人聴力障害者情報文化センター、令和4年3月）</li> <li>・ 令和3年度財務報告書（社会福祉法人聴力障害者情報文化センター、令和4年3月）</li> <li>・ 第32回手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の実施結果について（社会福祉法人聴力障害者情報文化センター、令和4年1月）</li> </ul>

評価結果の 総括 (現状分析 (事務・事 業の評価) と今後の方 向性)	手話通訳技能認定試験を実施することにより、着実に手話通訳士の数は増えている。引き続き、聴覚障害者の自立と社会参加を促進するため、手話通訳士の数を増やす必要がある。
備考	

別紙

合計 1 法人

・ 社会福祉法人 1 法人

法人名	指定等の時期	連絡先（TEL）	料金等・積算根拠
社会福祉法人（1法人）			
聴力障害者情報文化センター	平成 31 年 3 月 29 日	03-6833-5001	22,000 円（受験手数料）